

議案第 98 号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 23 年 12 月 22 日提出

芽室町長 宮西 義憲

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和 26 年芽室町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間に限り、特別職の給料月額については、第 2 条の 2 の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあつてはその額の 100 分の 10 に相当する額を、副町長にあつてはその額の 100 分の 5 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

説 明

職員の度重なる交通法規違反に対し、町長及び副町長の給料月額を 1 か月間減額しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～8 ー略ー</p> <p>9 <u>平成24年1月1日から平成24年1月31日までの間に限り、特別職の給料月額については、第2条の2の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあつてはその額の100分の10に相当する額を、副町長にあつてはその額の100分の5に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、平成24年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1～8 ー略ー</p>